

レンタルできる商品



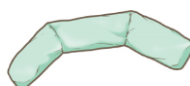
車いすと
その付属品



特殊寝台と
その付属品



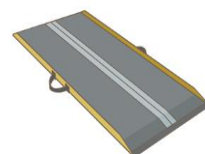
床ずれ予防用具



体位変換器



手すり



スロープ



歩行器



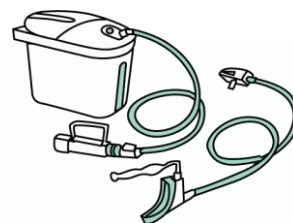
歩行補助杖



徘徊感知器



移動用リフト



自動排泄処理装置



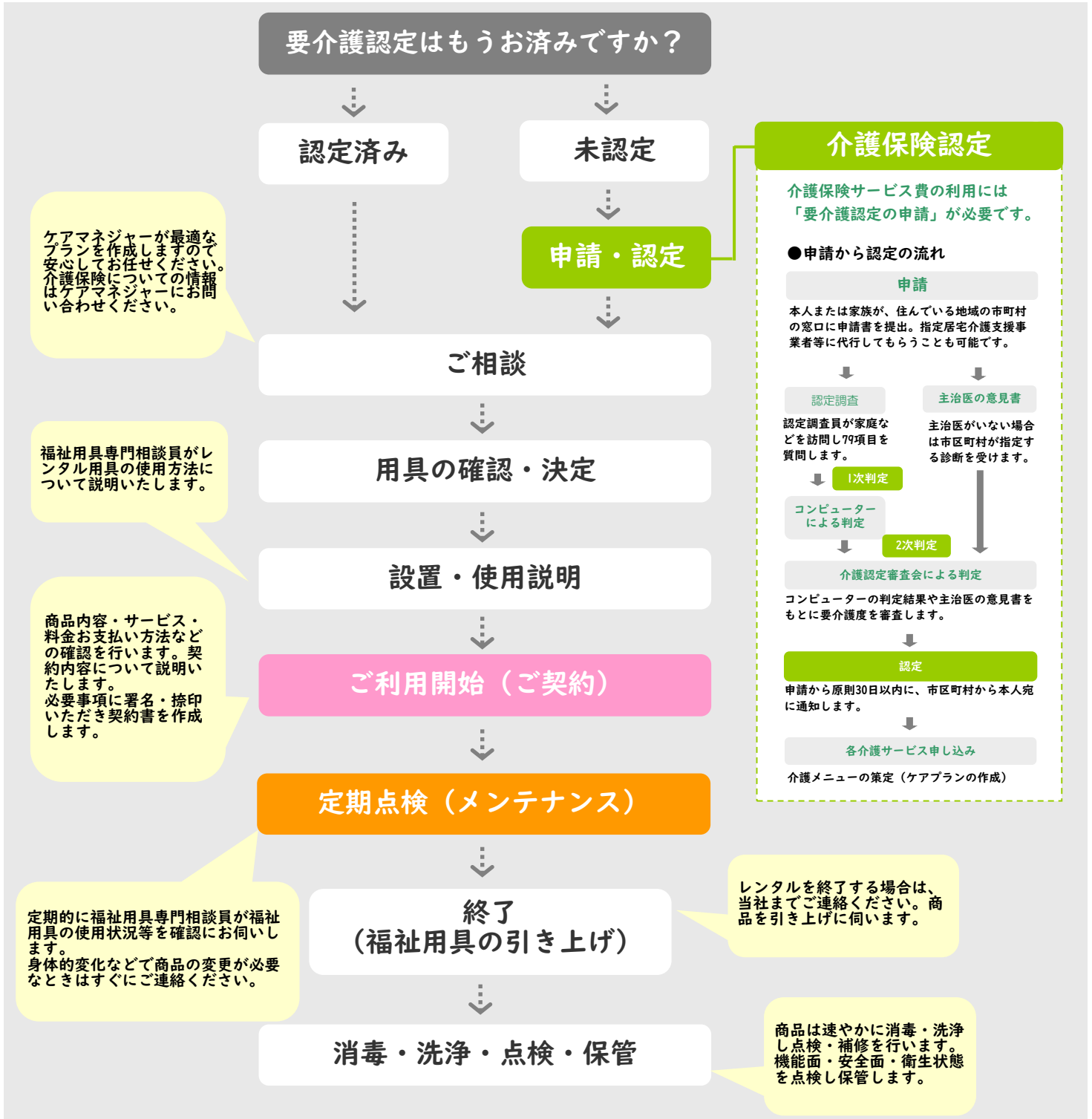
笑顔とゆとりのある毎日を。

「確かな生活」をお届けします。

介護サービスわかば

vol.2021

福祉用具をレンタルしたいと思ったら 私たちにお電話ください



● レンタルサービス料金

レンタルサービス料金とは

- ①レンタル商品利用料
(福祉用具そのものの利用料)
- ②納品・引き上げ等の運搬料
(福祉用具を納品するとき、
引き上げのときにかかる料金)

上記の①と②で構成されています。

1. レンタル期間および 期間の延長

- ①レンタル最短契約期間は1ヶ月です。レンタル期間の延長については、解約のお申し出がない場合は、自動継続されます。
- ②レンタルサービスご利用の終了日はご利用者（ご家族）から、ご連絡を頂いた日になります。終了の際は直ちにご連絡ください。

2. レンタルサービス 料金の計算方法

- ・レンタル開始月のレンタル料
レンタル契約日が1～15日の場合/1ヵ月分、16日～末日の場合/半月分
 - ・レンタル終了月のレンタル料
レンタル契約終了日が1～15日の場合/半月分、16日～末日の場合/1ヵ月分
- ※但し、レンタルの契約と終了が1ヶ月以内に行われた場合、1ヶ月のレンタル料をお支払い頂きます。

3. レンタルサービス 料金のお支払い・ お支払い期日

- ①原則として口座引落しをお願いいたします。
- ②サービスを利用いただいているにもかかわらず、お支払いがない場合には、福祉用具を引き上げさせていただく場合があります。

介護保険でレンタルできる福祉用具

◆使う場所・身体の状態に合わせて、必要なものを必要な期間だけ。
介護保険を利用すれば、1割～3割の負担で毎月レンタルすることができます。

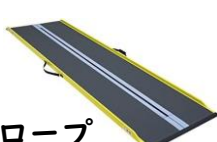
福祉用具貸与商品(要支援1～要介護5)

介護予防福祉用具貸与商品(要支援1・2、要介護1)



手すり
17 (67) 1007

●立ち上がりや歩行の支援に



スロープ
17 (67) 1008

●簡易に段差を解消
移動がよりスムーズに



歩行器
17 (67) 1009

●歩行が困難な方をサポート



歩行補助杖
17 (67) 1010

●身体を支え、バランスを維持



車いす
17 (67) 1001

●自走式、介助式、リクライニング式、電動タイプなどがあります



車いす付属品
17 (67) 1002

●クッション、ヘッドレストなどがあります



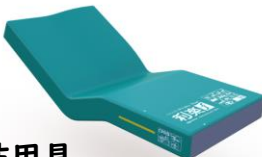
特殊寝台
17 (67) 1003

●背上げや高さ調節機能など安楽に起き上がり動作ができます



特殊寝台付属品
17 (67) 1004

●マットレス、サイドレール、介助バー、テーブルなどがご利用いただけます



床ずれ予防用具
17 (67) 1005

●床ずれを予防するためのマットレス
エアタイプ、静止型タイプがあります



体位変換器
17 (67) 1006

●体の向きを変えたり、座る姿勢を支えたりできます



認知症老人徘徊感知器
17 (67) 1011

●認知症のケアで、ご利用者の動きを素早く感知し、ご家族にお知らせします



移動用リフト
17 (67) 1012

●自力で移動が困難な方の移動を補助し、介護負担を軽減できます



自動排泄処理装置
17 (67) 1013

●オムツなどの解説介助の負担を軽減します

4.

福祉用具の搬入・搬出料

- 基本的に搬入・搬出料はレンタル料金に含まれます。
 - ただし、次のような場合には別途料金をお支払いいただくことがあります。
- ※搬入・搬出業務の際に特別な作業や措置が必要な場合。
遠距離、山間、離島等への搬入・搬出業務など詳しくは福祉用具専門相談員が説明いたします。

5.

その他サービス利用の注意点

- レンタル商品の販売への切り替えは行っておりません。
- 故障時の取り扱いについて
万一、故障が起きた場合には、お問い合わせ窓口にご連絡ください。修理・交換等の対応をいたします。但し、故意もしくは間違った使用の仕方による故障の場合等は、別途料金をいただくことがあります。

6.

福祉用具レンタル価格について

- 介護保険認定の場合、月額レンタル料の1～3割をご負担いただきます。
- 介護保険で認定されてない場合、介護保険での利用限度額を超える場合、介護保険適用外になった場合は、レンタル料全額がご利用者様負担になります。
※利用限度額を超える場合には超えた金額のみ全額ご利用者様負担になります。

●介護保険の自己負担額の決まり方

介護予防サービス・在宅サービスを利用する場合には、要介護度別に1ヶ月間に保険から給付される上限が決まっています。これを区分限度額といいます。

要介護度	区分支給限度基準	
要支援1	5,003	単位
要支援2	10,531	単位
要介護1	16,765	単位
要介護2	19,705	単位
要介護3	27,048	単位
要介護4	30,938	単位
要介護5	36,217	単位

予防給付
介護給付

要介護度によって介護保険でのレンタルが利用できない事があります。ケアマネージャー、福祉用具専門相談員に確認下さい。

介護保険で購入できる福祉用具

◆毎日利用するものだから自分だけのものでありたい。
介護保険を利用すれば1割～3割の負担で必要な福祉用具を購入できます。

腰掛便座



和式便器の上に置いて腰掛式になるものや、脱臭・洗浄・暖房の機能の付いたポータブルトイレなど。

入浴補助用具



入浴用いす・すのこ・入浴台・浴槽用手すり・入浴用車椅子など、入浴時の補助を目的としたもの。

移動用リフトの吊り具部分



場所や身体の状態に合わせて組み合わせて下さい。

簡易浴槽



空気式・折りたたみ式等があり工事を伴わない浴槽です。

特殊尿器



尿が自動的に吸引されるため、介護を受ける方も介護する方も簡単に使用できます。

◆利用限度額は1年間10万円まで

福祉用具購入の場合、利用限度額は要介護度に関わらず1年間に10万円まで。限度額を超えた部分は全額自己負担になります。

- 異なる福祉用具を組み合わせ、購入することが出来ます。
(同一種目は原則不可)
- 限度額管理期間は毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間。

介護保険で行える住宅改修工事

健康な人でも、家の中での事故は意外に多いものです。
ましてや体が不自由な方にとっては、さらに危険なところ。
身体機能が衰えてくるお年寄りや介護を受ける方、介護をする方が
動きやすく安心して暮らせる住宅改修が大切になります。
できるだけ自分の力で生活できるような配慮と
介護する方の負担を少なくする環境づくりがそのポイントです。

●介護保険の対象となる改修工事内容

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◆利用限度額は一生涯で20万円まで

支給限度額の管理期間はありません。
支給限度額を超えた部分は全額自己負担になります。

- 要介護状態が著しく高くなった場合
 - 引越した場合
- 上記の場合1度のみ再度利用可能



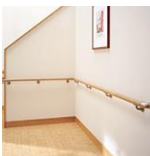
【浴室改修工事】

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消工事
(浴槽の交換)
- ・滑り止め工事
(床タイルの交換)



【トイレ改修工事】

- ・手すりの取り付け
- ・便器交換工事
(和式から洋式へ)
- ・滑り止め工事
(フロアー材への交換)



【屋内改修工事】

- ・手すりの取り付け
- ・扉の交換(引き戸へ)
- ・段差解消工事



【屋外改修工事】

- ・手すりの取り付け
- ・段差解消工事
(モルタル階段工事)

●お問い合わせ・お申し込みは



株式会社 介護サービスわかば

〒822-0015 直方市新町3丁目3-10

TEL 0949-22-0808

FAX 0949-22-0809

そもそも介護保険とは???

Q1.介護サービス利用対象者

Ans.下記の項目どちらかに当てはまる方が対象です

- ①65歳以上の方（第1号被保険者）
- ②40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）

Q2.誰でも受けられるの？

Ans.誰でも受けることはできません

下記の条件に当てはまる方が認定を受けられます

- ①第1号保険者
 - ・要介護状態（寝たきり、認知症などで介護が必要な状態）
 - ・要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）
- ②第2号保険者
 - ・要介護（要支援）状態が、加齢に起因する
 - ・疾病（特定疾病※）による場合に限定

※特定疾病

- 1.がん（末期） 2.関節リウマチ 3.筋萎縮性側索硬化症 4.後縦靱帯骨化症
- 5.骨折を伴う骨粗鬆症 6.初老期における認知症 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 8.脊髄小脳変性症 9.脊柱管狭窄症 10.早老症 11.多系統萎縮症
- 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 13.脳血管疾患 14.閉塞性動脈硬化症 15.慢性閉塞性肺疾患
- 16.両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症